

## ○匝瑛市情報公開条例（平成 18 年 1 月 23 日条例第 10 号）抜粋

（公文書の開示義務）

第 8 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他  
正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであ  
って、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものそ  
の他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理  
的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の  
公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めること  
につき相当の理由がある情報

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法  
人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にす  
ることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる  
おそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を  
与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人  
が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるお  
それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を  
及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難に  
するおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難  
にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方  
公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当  
に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお  
それ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ  
れ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方  
独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ